

議事要旨(1) 金融商品専門委員会における検討状況について①(公正価値測定)

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、審議事項(1)-1に基づき、公正価値測定及びその開示に関する会計基準等の公開草案作成に向けた本日のディスカッション・ポイントについて説明がなされた。その後、嶋田専門研究員より、専門委員会における議論に関して追加的な説明が行われた。説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ あるオブザーバーから、新たな基準を作成する以上、本会計基準（案）に示されている「公正価値」の定義と、既存の会計基準等において比較的詳細に定められている「時価」の間に優先関係はないとの説明は、かえって理解されにくいのではないかとの意見があった。これに対して事務局からは、両者の会計基準上の考え方は同じであると考えられるため、実務上の混乱を回避するうえで既存の会計基準等の定めを削除は基本的に行わないスタンスであるが、優先関係が問題となるような不整合があれば修正等の対応を行う点が説明されたほか、そのような対応は、国際財務報告基準（IFRS）において公正価値が出口価格として統一的に整理された経緯を踏まえ、我が国としても、IFRS への段階的な移行を視野に入れたプロセスの一環として位置付けることができるのではないかと回答がなされた。
- ・ ある委員から、文案の中で、①資産グループの最有効使用の観点から用いられている「事業」という表現について、何らかの定義が必要ではないか、②「観察不能な市場データ」という表現は、「観察不能な入力数値」を市場データが入手できない入力数値と説明している点と矛盾するのではないかとの意見があった。これに対して事務局からは、①については、企業結合等を想定していると考えられるが、そこにおける定義等を確認の上、必要に応じて検討したい、②については、確認のうえ修正を図りたい旨の回答がなされた。
- ・ 別の委員から、棚卸資産における再調達原価が適用対象外とされている理由を確認したいとの意見があった。これに対して事務局からは、我が国の「棚卸資産の評価に関する会計基準」において、再調達原価を（IASB の公開草案において適用対象外とされている棚卸資産の正味実現可能価額に相当する）正味売却価額の代理数値として用いることが認められている点を踏まえた対応である旨の回答がなされ、一方で、企業結合時のコスト・アプローチにおける再調達のための価格が公正価値として整理されているのは、経済合理性を前提とすれば、企業による再調達と市場参加者による再調達は同じとなると考えられ、同じ市場を前提とすれば、入口価格と出口価格は表裏の関係にあることを理由とするものである旨の補足説明がなされた。

以上